

別表 1 （第 3 条関係 成績優秀者奨学生）

区 分	A 奨学生	B 奨学生
奨学金の額	授業料100%相当額	授業料50%相当額
	奨学生が「北陸学院納付金減免規程」に定める長期留学若しくは休学による授業料免除となる場合は、授業料相当額から当該減免額を控除した額	
採用基準	本校に入学する学力試験の 4 科目合計得点が 2 2 5 点以上の者	本校に入学する学力試験の 4 科目合計得点が 2 1 0 点以上の者
年度採用人数	上記採用基準に該当する者全員	
採用期間	3 年間	
給与方法	毎月の授業料から奨学金相当額を相殺する	